

○令和8年7月に、県が「**中期目標**」を変更したことを受け、**奈良県立病院機構**においても**法人経営方針**との**整合を図る必要がある**ことから、第3期「**中期計画**」（令和6年度～令和10年度）の一部を変更する。

【変更内容（概要）】

- ・大項目Ⅰ－中項目3 地域の医療拠点としての機能の充実 : リハセンを県の発達障害児医療の拠点として機能を確保することを明記 等
- ・大項目Ⅰ－中項目4 新西和医療センターの移転・再整備の推進 : 移転開院時期目標を令和13年度から令和14年度に変更 等
- ・大項目Ⅲ－中項目3 看護大学校のあり方の検討 : 建替え再整備を進めるのではなく今後のあり方を検討するように変更 等
- ・大項目Ⅳ－中項目2 安定した経営基盤の確立 : 奈良医大との連携をさらに強化するように追記 等

○**変更後の「中期目標」に基づく事業運営を速やかに開始するため、「中期計画」の変更について県に認可を申請する。**
(令和8年9月議会で議決予定。)

【参考】地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）（抄）

第二十一条 地方独立行政法人は、次に掲げる業務のうち定款で定めるものを行う。

一及び二 （略）

三 主として事業の経費を当該事業の経営に伴う収入をもって充てる事業で、次に掲げるものを経営すること。

イ～ト （略）

チ **病院事業**

リ （略）

四～七 （略）

（中期目標）

第二十五条 設立団体の長は、三年以上五年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、当該中期目標を当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。当該中期目標を変更したときも、同様とする。

2及び3 （略）

（中期計画）

第二十六条 地方独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。当該中期計画を変更しようとするときも、同様とする。

2～4 （略）

（企業の経済性の発揮）

第八十一条 地方独立行政法人で第二十一条第三号に掲げる業務を行うもの（以下この章において「公営企業型地方独立行政法人」という。）は、住民の生活の安定並びに地域社会及び地域経済の健全な発展に資するよう努めるとともに、常に企業の経済性を発揮するよう努めなければならない。

（料金及び中期計画の特例）

第八十三条

1及び2 （略）

3 設立団体の長は、公営企業型地方独立行政法人に係る中期計画について、第二十六条第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

奈良県立病院機構中期計画の変更について

(大項目Ⅰ) 最適な医療の提供 (中項目Ⅲ) 地域の医療拠点としての機能の充実

中期目標

(変更後)

県における急性期医療の拠点病院として、広域的な高度救急医療の提供体制を整備し、救急患者の受入に、より一層取り組むこと。特に、小児・周産期の患者への対応に努めること。
リハビリテーションセンターにおいては、県の回復期医療の基幹病院として、在宅復帰の推進に向けリハビリ機能の充実と地域の医療機関との連携に取り組むとともに、**県の発達障害児医療の拠点としての機能の確保を図ること。**

また、入院機能については、公立病院として担うべき機能を踏まえ、効果的な医療の提供の実現に向け、移転・再整備を行う西和医療センターとの集約化に向けて取組を進めること。

さらに、新型コロナウイルス感染症拡大時に、公立病院が感染症拡大防止、感染患者への医療提供に大きな役割を担った経験を踏まえ、日頃から県内の感染症拡大に備えるとともに、感染症医療の充実に取り組むこと。

特に次に掲げる事項について、中期計画において数値目標を設定のうえ取り組むこと。

- ① 断らない救急医療の充実
- ② 小児・周産期医療の充実
- ③ リハビリテーション機能の充実
- ④ 感染症対策・感染症医療の充実・推進

(変更前)

県における急性期医療の拠点病院として、広域的な高度救急医療の提供体制を整備し、救急患者の受入に、より一層取り組むこと。特に、小児・周産期の患者への対応に努めること。

リハビリテーションセンターにおいては、県の回復期医療の基幹病院として、在宅復帰の推進に向けリハビリ機能の充実と地域の医療機関との連携に取り組むこと。

また、新型コロナウイルス感染症拡大時に、公立病院が感染症拡大防止、感染患者への医療提供に大きな役割を担った経験を踏まえ、日頃から県内の感染症拡大に備えるとともに、感染症医療の充実に取り組むこと。

特に次に掲げる事項について、中期計画において数値目標を設定のうえ取り組むこと。

- ① 断らない救急医療の充実
- ② 小児・周産期医療の充実
- ③ リハビリテーション機能の充実
- ④ 感染症対策・感染症医療の充実・推進

中期計画

(変更案)

(変更前)

【計画本文】

県の医療計画を踏まえ、救急医療、小児・周産期医療等の拠点としての役割を一層果たしていけるよう、機能強化に取り組めます。

精神医療については、総合医療センターにおいて、精神科救急・身体合併症患者の受入を継続します。

また、**県の発達障害児医療の拠点として、リハビリテーションセンターの機能確保を進めるとともに、総合医療センター・西和医療センターにおいても発達障害児の診療を充実します。**

なお、リハビリテーションセンターの入院機能については、効果的な医療の提供を実現するため、西和医療センターの移転・再整備と併せて統合を検討します。

【取組項目】

- 1～5 (略)
- 6 回復期リハビリ
(具体的な行動計画)
✓ADL改善支援を強化します
(評価指標)
○リハビリ在宅復帰率の向上 ○機能的自立度評価法による得点の向上
- 7 (略)

【計画本文】

県の医療計画を踏まえ、救急医療、小児・周産期医療等の拠点としての役割を一層果たしていけるよう、機能強化に取り組めます。

精神医療については、総合医療センターにおいて、精神科救急・身体合併症患者の受入を継続します。

また、リハビリテーションセンターを中心に、総合医療センター・西和医療センターにおいても発達障害児の診療を充実します。

【取組項目】

- 1～5 (略)
- 6 回復期リハビリ
(具体的な行動計画)
✓ADL改善支援を強化します
(評価指標)
○リハビリ在宅復帰率の向上 ○機能的自立度評価法による得点の向上
- 7 (略)

奈良県立病院機構中期計画の変更について

(大項目Ⅰ) 最適な医療の提供 (中項目4) 新西和医療センターの移転・再整備の推進

中期目標

(変更後)

新西和医療センターの令和14年度中の開院を目指し、県、関係市町村等と連携して、移転・再整備を推進すること。西和地域の重症急性期医療を担う基幹病院として必要な機能を整備するとともに、今後の高齢化や人口減少の進行等による医療ニーズの変化、医師等の働き方改革も念頭に入れた医療従事者の確保、地域の医療機関や総合医療センターとの役割分担等を踏まえ、県の医療提供体制にとって適切な規模とすること。

(変更前)

新西和医療センターの令和13年度中の開院を目指し、県、関係市町村等と連携して、移転・再整備を推進すること。西和地域の重症急性期医療を担う基幹病院として必要な機能を整備するとともに、今後の高齢化や人口減少の進行等による医療ニーズの変化、医師等の働き方改革も念頭に入れた医療従事者の確保、地域の医療機関や総合医療センターとの役割分担等を踏まえ、県の医療提供体制にとって適切な規模とすること。

中期計画

(変更案)

(変更前)

【計画本文】

西和医療センターについては、令和8年度に取りまとめる整備基本計画に則り、計画的に整備を進めます。

【取組項目】

1 基本構想、基本計画による整備の推進

(具体的な行動計画)

✓県と病院機構において、マイルストーンを押さえ、計画的に事業を進めます。

(評価指標)

○新病院整備に向けたスケジュールに基づいた進捗

・令和8年度に策定する「新西和医療センター整備基本計画」に基づき、令和14年度中の移転開院に向けて、県と機構が協力して事業執行に努めます。

【計画本文】

西和医療センターについては、令和6年度に取りまとめる整備基本計画に則り、計画的に整備を進めます。

【取組項目】

1 基本構想、基本計画による整備の推進

(具体的な行動計画)

✓県と病院機構において、マイルストーンを押さえ、計画的に事業を進めます。

(評価指標)

○新病院整備に向けたスケジュールに基づいた進捗

・令和6年度中には、「新西和医療センター整備基本計画」を策定し、令和13年度の移転開院に向けて、県と機構が協力して事業執行に努めます。

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
用地測量	→	基本計画の策定	基本設計	実施設計				
		用地買収	→	建築・整備				→ 移転開院

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
基本計画の策定	基本設計	実施設計	建築・整備				→ 移転開院
用地測量	用地買収	→					

奈良県立病院機構中期計画の変更について

(大項目Ⅲ) 優れた人材の確保・育成 (中項目3) 看護大学のあり方の検討 ← 看護大学の移転・再整備の推進

中期目標

(変更後)

将来の県の医療を支える優秀な看護人材を確保・育成するため、最新の看護教育を実践するとともに、看護師を目指す学生にとって魅力のある看護大学の今後のあり方を検討すること。

(変更前)

将来の県の医療を支える優秀な看護人材を確保・育成するため、最新の看護教育を実践すること。看護師を目指す学生にとって魅力のある「新奈良看護大学」の移転・再整備に向け、県、関係団体等と連携して推進すること。

中期計画

(変更案)

(変更前)

【計画本文】
看護大学校について、将来の県の医療を支える優秀な看護人材を着実に養成するため、看護大学校の今後のあり方を検討し、実行します。

【取組項目】
1 看護大学校のあり方の検討
(具体的な行動計画)
✓県と病院機構において、関係機関と調整しながら取組みを進めます。
(評価指標)
○看護大学校のあり方検討の進捗
・看護師を目指す学生にとって、魅力のある看護大学校となるよう、カリキュラムの改訂や学習環境の充実等に取り組めます。

【計画本文】
看護大学校について、将来の県の医療を支える優秀な看護人材を養成するため、今後策定する看護大学校基本構想・基本計画等に基づいた全面的な建替えによる再整備を進めます。

【取組項目】
1 基本構想、基本計画による整備の推進
(具体的な行動計画)
✓県と病院機構において、マイルストーンを押さえ、計画的に事業を進めます。
(評価指標)
○新看護大学校整備に向けたスケジュールに基づいた進捗
・「新看護大学校整備基本構想」及び「新看護大学校整備基本計画」を策定し、それらに基づき、県と機構が協力した事業執行に努めます。

奈良県立病院機構中期計画の変更について

(大項目Ⅳ) 安定した法人経営 (中項目 2) 安定した経営基盤の確立

中期目標

(変更後)

病院機構の理念を実現し、中期目標を達成するために、安定した経営基盤の確立に全力で取り組むこと。県の医療政策や県民の医療ニーズに応えつつ、収益確保と費用構造の改革に取り組み、累積赤字の低減に努めること。

医療機器・医療情報システムの更新、西和医療センターの移転・再整備などの大規模な投資が予定される中、中長期的な財務バランスを踏まえた適切な投資に努めること。

特に次に掲げる事項について、中期計画において数値目標を設定のうえ取り組むこと。

- ① 財務内容の改善
- ② 収益の確保と費用構造改革の徹底
- ③ 財務バランスを踏まえた計画的な投資
- ④ **県立医科大学との更なる連携強化を含めた**経営資源の効率的な活用

(変更前)

病院機構の理念を実現し、中期目標を達成するために、安定した経営基盤の確立に全力で取り組むこと。県の医療政策や県民の医療ニーズに応えつつ、収益確保と費用構造の改革に取り組み、累積赤字の低減に努めること。

医療機器・医療情報システムの更新、西和医療センターや看護大学の移転・再整備などの大規模な投資が予定される中、中長期的な財務バランスを踏まえた適切な投資に努めること。

特に次に掲げる事項について、中期計画において数値目標を設定のうえ取り組むこと。

- ① 財務内容の改善
- ② 収益の確保と費用構造改革の徹底
- ③ 財務バランスを踏まえた計画的な投資
- ④ 経営資源の効率的な活用

中期計画

(変更案)

(変更前)

【計画本文】

病院機構の経営状況は、これまでのコロナ感染症への対応や、その間の重症急性期患者等への対応に万全を期すべく体制を強化したこと、医師の働き方改革への対応を進めたことなどにより給与費が大幅に増加し、加えて、物価高騰等のため、医薬材料費、業務委託費、光熱水費などが増加したこと等により、収支が急激に悪化しています。安心できる医療を安定的に供給するためには、このような状況からの早期脱却が必要です。このため、収支改善策を策定し、収益アップと費用適正化の両面からの取組を機構職員が一丸となって進めます。

【取組項目】

(略)

※ 収支改善策の各取組については、進捗状況等を毎年検証し一層の成果を上げるべく、診療報酬改定や物価高など病院経営を取り巻く環境を踏まえつつ、鋭意見直しを行います。

その際には、**県立医科大学との更なる連携強化を進めるとともに**、各センターの診療科毎の分析を行い、**病院機構内の各センター間**や医療圏域内の診療機関との連携など、そのあり方の検証・見直しを必要に応じて進め、安定した法人経営を実現してまいります。

【計画本文】

病院機構の経営状況は、これまでのコロナ感染症への対応や、その間の重症急性期患者等への対応に万全を期すべく体制を強化したこと、医師の働き方改革への対応を進めたことなどにより給与費が大幅に増加し、加えて、物価高騰等のため、医薬材料費、業務委託費、光熱水費などが増加したこと等により、収支が急激に悪化しています。安心できる医療を安定的に供給するためには、このような状況からの早期脱却が必要です。このため、収支改善策を策定し、収益アップと費用適正化の両面からの取組を機構職員が一丸となって進めます。

【取組項目】

(略)

※ 収支改善策の各取組については、進捗状況等を毎年検証し一層の成果を上げるべく、診療報酬改定や物価高など病院経営を取り巻く環境を踏まえつつ、鋭意見直しを行います。

その際には、各センターの診療科毎の分析を行い、医療圏域内の診療機関との連携など、そのあり方の検証・見直しを必要に応じて進め、安定した法人経営を実現してまいります。